

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①対象者であることの本人確認および本人または保護者通知 ②接種歴の確認、データの保存及び管理 ③情報提供の際に必要な個人情報の確認 ④新型コロナウイルス感染症予防接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表14の項、126の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表26、27、28、29、153、154の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第27条、第28条、第29条、第30条、第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康・こども部健康づくり課、こども家庭しあわせ課
②所属長の役職名	健康づくり課長、こども家庭しあわせ課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所: 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康・こども部健康づくり課、こども家庭しあわせ課 住所: 京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号: 0773-65-0065、0773-68-9155

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	セキュリティポリシー及び市の保有個人情報等の管理に関する規定に則り、下記の対策を講じていることから特定個人情報の漏洩・滅失等への対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やデータ等については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・業務端末へのアクセス権限を限定し、IDやパスワード等を適切に管理している。 ・特定個人情報が記載された書類およびデータ等の適切な廃棄を徹底している。 ・必ず複数人によるチェックを行っている。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	セキュリティポリシー及び市の保有個人情報等の管理に関する規定に則り、下記の対策を講じていることから特定個人情報の漏洩・滅失等への対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やデータ等については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・業務端末へのアクセス権限を限定し、IDやパスワード等を適切に管理している。 ・特定個人情報が記載された書類およびデータ等の適切な廃棄を徹底している。 ・必ず複数人によるチェックを行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【別表第二における情報照会の根拠】 18の項 ※主務省令未制定…17,19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第13条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ※主務省令未制定…16の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 18の項 ※主務省令未制定…16の2、17、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第13条	事後	
平成28年9月20日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康・子ども部健康づくり・地域医療課	健康・子ども部健康づくり課	事後	
平成28年9月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	健康づくり・地域医療課長 山崎 浩美	健康づくり課長 山崎 浩美	事後	
平成28年9月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	健康・子ども部健康づくり・地域医療課 住所: 京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号: 0773-65-0065	健康・子ども部健康づくり課 住所: 京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号: 0773-65-0065	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ※主務省令未制定…16の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 18の項 ※主務省令未制定…16の2、17、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第13条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、18、19の項 ※主務省令未制定…17の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第13条、第13条の2	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成31年3月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、18、19の項 ※主務省令未制定…17の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第13条、第13条の2	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 山崎 浩美	健康づくり課長	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	－	(項目を追加)	事後	
令和3年3月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和3年3月10日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年3月10日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年12月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①対象者であることの本人確認および本人または保護者通知 ②接種歴の確認、データの保存及び管理 ③情報提供の際に必要な個人情報の確認	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①対象者であることの本人確認および本人または保護者通知 ②接種歴の確認、データの保存及び管理 ③情報提供の際に必要な個人情報の確認 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録及び予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内宛名統合番号連携システム、中間サーバ	健康管理システム、団体内宛名統合番号連携システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月8日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 3. 番号法 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月8日	4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和3年12月8日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月8日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①対象者であることの本人確認および本人または保護者通知 ②接種歴の確認、データの保存及び管理 ③情報提供の際に必要な個人情報の確認 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録及び予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①対象者であることの本人確認および本人または保護者通知 ②接種歴の確認、データの保存及び管理 ③情報提供の際に必要な個人情報の確認 ④新型コロナウイルス感染症予防接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和7年03月14日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム、団体内宛名統合番号連携システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム（VRS）	健康管理システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー	事前	
令和7年03月14日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 3. 番号法 ・第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・第19条第6号(委託先への提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表14の項、126の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2	事後	
令和7年03月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】16の2、16の3、115の2の項【別表第二における情報照会の根拠】16の2、17、18、19、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号 別表26、27、28、29、153、154の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第27条、第28条、第29条、第30条、第31条	事後	
令和7年03月14日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康・子ども部健康づくり課	健康・こども部健康づくり課、こども家庭しあわせ課	事後	
令和7年03月14日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長	健康づくり課長、こども家庭しあわせ課長	事後	
令和7年03月14日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	健康・子ども部健康づくり課 住所：京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号：0773-65-0065	健康・こども部健康づくり課、こども家庭しあわせ課 住所：京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号：0773-65-0065、0773-68-9155	事後	
令和7年03月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	(記載なし)	セキュリティポリシー及び市の保有個人情報等の管理に関する規定に則り、下記の対策を講じていることから特定個人情報の漏洩・滅失等への対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やデータ等については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・業務端末へのアクセス権限を限定し、IDやパスワード等を適切に管理している。 ・特定個人情報が記載された書類およびデータ等の適切な廃棄を徹底している。 ・必ず複数人によるチェックを行っている。	事後	
令和7年03月14日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年03月14日	IV リスク対策 12. 最も優先度が高いと考えられる対策 該当対策は十分か【再掲】	(記載なし)	十分である	事後	
令和7年03月14日	IV リスク対策 13. 最も優先度が高いと考えられる対策 該当対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(記載なし)	セキュリティポリシー及び市の保有個人情報等の管理に関する規定に則り、下記の対策を講じていることから特定個人情報の漏洩・滅失等への対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やデータ等については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・業務端末へのアクセス権限を限定し、IDやパスワード等を適切に管理している。 ・特定個人情報が記載された書類およびデータ等の適切な廃棄を徹底している。 ・必ず複数人によるチェックを行っている。	事後	